

別 添

- 今般の学校等の臨時休業に伴い、自宅での子育て等を理由として勤務することが困難となる医師等（臨時的な代替職員として一時的に他の医療機関等で従事することとなる者を含む。）については、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2及び第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。この場合における保険医療機関等の診療報酬上の施設基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）【別添2】中2及び3に基づき行って差し支えない。なお、これらの取扱いをする場合においては、医療機関等における安全確保に努めるとともに、職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。
- 医療機関等における基本的な感染拡大防止、職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応、面会制限、委託業者等への対応等については、次の事務連絡等を参照すること。
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月13日付け事務連絡）
 - ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）（令和2年2月21日付け事務連絡）
 - ・ 医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日付け事務連絡）

国の通知文等については、以下参考のとおり当課のホームページにも掲載しますので御参照ください。

【参考】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tsuuchi.html>

千葉県ホーム>くらし・福祉・健康>健康・医療>保健医療政策
>医療機関・歯科技工所・施術所等に関する通知